前払金のご担当者様へ

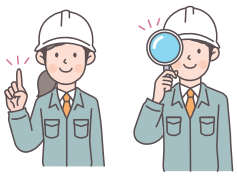
令和9年
5月6日
開始予定

前払金の払出手続 一部変更のご案内



今回の手続変更の背景

これまでお客様から次のようなご意見をいただいておりました



- 前払金使途内訳明細書と前払金払出依頼書の記載内容に重複が多い
- 金融機関窓口での手続に時間を要するため、待ち時間が長い
- 払出方法「総合振込」は、前払金専用口座と支払口座が同一金融機関の同一店舗でなければ利用できないため使いづらい



お客様に、よりスムーズにお手続いただけるよう、
令和９年５月６日より、前払金の払出手続を一部変更いたします

インターネット保証サービス
e-Net保証

変更後の払出手続では、原則としてインターネット保証サービス「e-Net保証」をご利用いただきます
※ご登録がお済みではないお客様は当社ホームページの申込フォームより申請をお願いします
（https://www.wjcs.net/enet/enet.php）

変更内容

ポイント	項目	効果	変更概要
POINT 1	様式変更	書類作成の負担軽減	● 前払金使途内訳明細書と前払金払出依頼書を統合し、作成書類と記載項目を削減
POINT 2	書類提出先の変更	金融機関窓口での待ち時間削減	● 一部書類の提出先を金融機関窓口から当社へ変更
POINT 3	前払金振替条件の変更	払出方法「総合振込」の利便性向上	● 他行の支払口座を経由した支払が可能 ● JVの場合、代表者単独の支払口座を経由した支払が可能（JV構成員間の合意が必要）

西日本建設業保証株式会社

書類作成の負担を軽減!!

POINT ① 様式変更

「前払金使途内訳明細書」と「前払金払出依頼書」の様式を1つに統合します

変更前

前払金使途内訳明細書

❶ 前払金全体の使用予定を記載

❷ 当社へ提出

前払金払出依頼書

❸ 払出手続の都度作成

❹ 預託金融機関へ提出

変更後

NEW

前払金払出依頼書（兼 使途内訳明細書）

❶ 支払金額確定後に、払出手続の都度作成

❷ 当社へ提出

❸ 当社の確認後、預託金融機関へ提出

【新様式】 前払金払出依頼書（兼 使途内訳明細書）

前払金払出依頼書（兼 使途内訳明細書）は、まず 当社へご提出ください

前払金払出依頼書（兼　使途内訳明細書）　1枚目／1枚中

（預託金融機関）

金融機関名	店舗名
大阪銀行	立売堀支店

❶ 払出日　令和 9 年 6 月 28 日以降

※ 前払金専用口座から預託金を払い出す日をご記入ください。
なお、払出日より前に払い出すことはできませんのでご注意ください。

❷ 保証契約者（預託者）

西日本建設㈱

保証契約番号	207600****	前払保証	払出回数	1 回目

注 照合番号 No.1 1234　西日本建設業保証 確認済

前払金額	20,000,000 円	払出前預託金残高	20,000,000 円	払出合計金額	7,000,000 円	払出後預託金残高	13,000,000 円
				うち、自社口座へ振替または振込の合計金額（払出方法が1および3の合計金額）	7,000,000 円		

❸

支払先名称	払出金額	払出方法 1.総合振込（自社口座へ振替または振込後、支払先の口座へ振込）	払出方法 2.振込（支払先の口座へ直接振込）	払出方法 3.現金（自社口座へ振替または振込（現金払出含む））	前払金を使用する項目
A建設（株）	3,000,000 円	○			外注代金
B建設（株）	2,000,000 円	○			材料費
C建設（株）	1,000,000 円	○			その他（重機リース代）
自社	1,000,000 円			○	直用労務費
	（小計）	6,000,000 円	円	1,000,000 円	

工事名　○○○○○○○○工事

西日本建設業保証株式会社(インターネット申込専用様式)

❶ 払出日欄には、預託金融機関窓口で、手続を行う日を記載してください

※ 払出日より前に払い出すことはできません

❷ 押印を廃止しました

❸ 支払先の記載項目を見直しました

※ 支払金額確定後に、払出手続の都度、作成してください
これまでのような前払金額全体の支払予定を記載いただく必要はありません

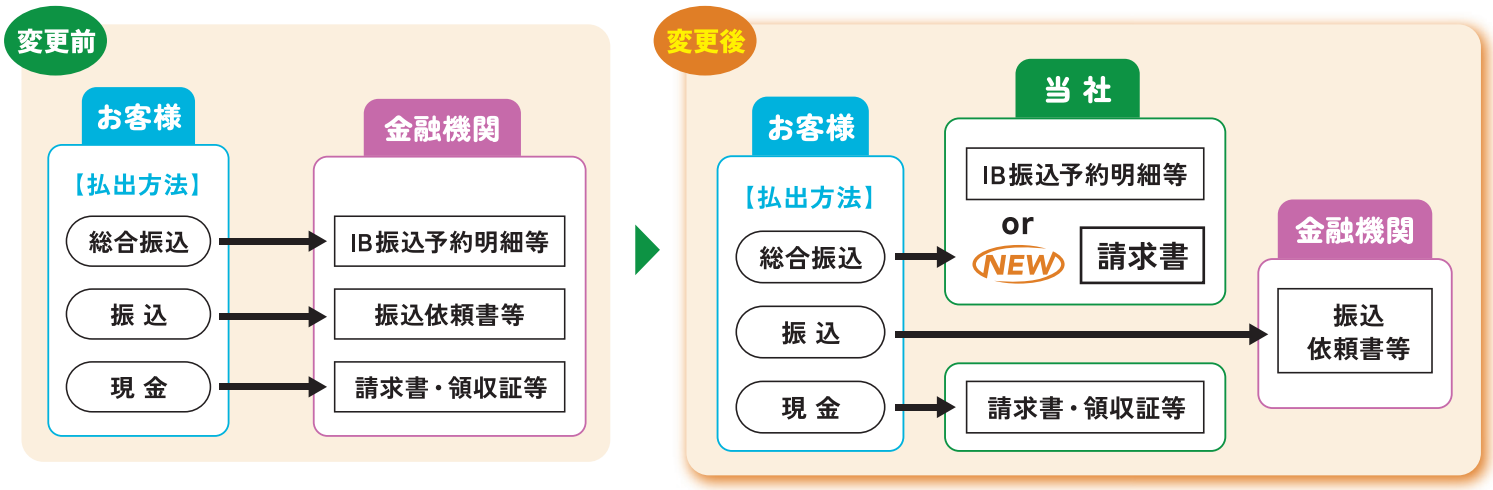
注 照合番号と確認済の表示は、当社が確認後に記載

※ 預託金融機関には注が表示された前払金払出依頼書（兼 使途内訳明細書）をご提出ください

金融機関窓口での待ち時間を削減!!

POINT ② 書類提出先の変更

これまで金融機関窓口でご提出いただいていた
証明資料（支払先や払出金額を確認する書類）の一部を、当社にご提出ください



※ IB＝
インターネットバンキング

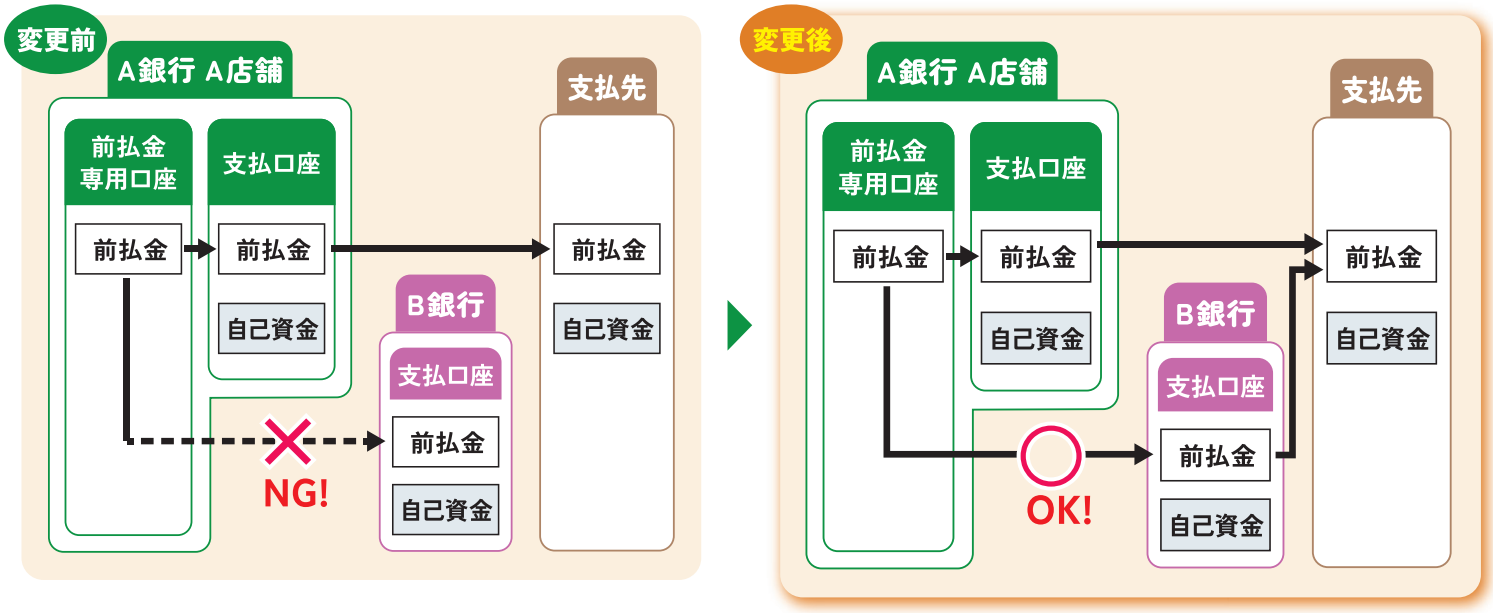
ご注意

支払先を確認できる書類（施工体系図、下請届等）を別途ご提出いただく必要があります。
なお、払出方法が**総合振込**で、**請求書をご提出いただく場合は、支払先を確認できる書類の提出は不要**です。

「総合振込」がより便利に!!

POINT ③ 前払金振替条件の変更

前払金を、同一金融機関の他店舗や他行にある自己資金と併せて、支払先へ振込できるようになります



今回の手続変更により、当社がおすすめする前払金の払出方法「総合振込」の利便性が向上しました

この機会に、総合振込の活用をご検討ください!!

※ JVの場合、代表者単独の支払口座を経由した支払が可能（JV構成員間の合意が必要）

払出手続一部変更後のお手続の流れ

（払出方法：総合振込の場合）

お客様



協力会社等から請求書受領

↓ e-Net 保証 で作成

前払金払出依頼書（兼 使途内訳明細書）
払出手続の都度作成

❶ 支払先確認書類 ＋ 証明資料

or

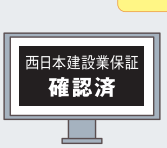
❷ 請求書（支払先確認書類 兼 証明資料）

※ ❶または❷を添付

e-Net 保証 で提出
（払出日の3～5営業日前まで）

当 社

提出書類を確認





前払金払出依頼書（兼 使途内訳明細書）
当社確認済を表示

前払金払出依頼書（兼 使途内訳明細書）
当社確認済の表示あり

e-Net 保証 で印刷し、
金融機関窓口に持参!!





よくあるご質問（FAQ）

Q1 既に払出手続中の案件について、払出手続の変更後はどのように行えばよいですか?

- 令和9年5月6日より前に保証証書が発行された案件については、払出状況を問わず新たな手続方法は適用されません。引き続き、従来のお手続により払出手続を行ってください。

Q2 西日本建設業保証の内容確認後に訂正印を押して手書きで訂正・修正してもよいですか?

- 当社の内容確認後に手書きで行った訂正・修正は無効です。内容に変更が生じた場合は、必ずe-Net保証で再度お手続ください。

Q3 FAXによる手続きとe-Net保証による手続きに違いはありますか?

- FAXでのお手続の場合も当社へ前払金払出依頼書(兼 使途内訳明細書)および必要書類をご提出いただければ、払出手続を行えます。
- ただし、当社で確認済の前払金払出依頼書(兼 使途内訳明細書)は普通郵便でお送りし、お手元に届くまでに日数を要します。そのため、FAXでお手続した当日に払出手続を行うことはできません。
- e-Net保証をご利用いただくと、当社からの前払金払出依頼書(兼 使途内訳明細書)の送付を待つ必要がなく、スムーズにお手続いただけますので、e-Net保証のご登録をお願いします。

ご案内動画も
ぜひご覧ください

https://wjcs.net/information/haraidashi.php

不明点など、お気軽に
お問い合わせください

西日本建設業保証株式会社